

公益財団法人日本スポーツ協会
加盟のあり方に関する提言

平成 30 年 5 月 16 日

公益財団法人 日本スポーツ協会
総合企画委員会 加盟・栄典部会

目次

| | |
|--|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. スポーツとは | 1 |
| 1. 加盟対象となるスポーツのとらえ方 | 1 |
| 2. スポーツ享受の多様化 | 3 |
| 3. 加盟対象となり得るスポーツ団体 | 3 |
| III. 加盟団体の枠組み | 4 |
| 1. 現行の加盟団体区分と連携・協働内容 | 4 |
| (1) 現行の加盟団体区分 | 4 |
| (2) 現行の連携・協働内容 | 5 |
| ①加盟競技団体(59 団体) | 5 |
| ②加盟都道府県体協等(47 団体) | 5 |
| ③加盟関係スポーツ団体(7 団体) | 5 |
| ④準加盟団体(4 団体) | 6 |
| 2. 今後の加盟団体区分のあり方と想定する連携・協働内容 | 6 |
| (1) スポーツ享受の多様化を踏まえた、新たな分野の組織・団体との連携・協働内容 | 6 |
| ①「する」スポーツ | 6 |
| ②「みる」スポーツ | 7 |
| ③「ささえる」スポーツ | 7 |
| ④「知る(分析する)」スポーツ | 8 |
| (2) 今後の加盟団体区分のあり方 | 8 |
| ①加盟関係スポーツ団体枠のとらえ方の拡大 | 8 |
| ②正加盟団体となるまでのプロセスの見直し | 8 |
| ③承認団体枠の新設 | 9 |
| (3) 加盟団体の義務と権限の明示 | 9 |
| (4) 協力団体区分の見直し | 10 |
| IV. 加盟団体の要件 | 11 |
| 1. 現行の加盟要件 | 11 |
| 2. スポーツ団体に求められていること | 11 |
| 3. 今後の加盟要件として考えられること | 13 |
| (1) 倫理・コンプライアンスの徹底、ガバナンスの向上等といったスポーツ・インテグリティ確保への対応 | 13 |
| (2) 組織整備状況 | 14 |
| (3) 法人形態(公益法人制度改革への対応) | 15 |
| (4) 加盟金 | 15 |
| ①加盟団体分担金について | 15 |
| ②入会加盟金について | 15 |
| V. 加盟後のあり方 | 16 |
| VI. 本会が取り組むべきこと(今後の加盟団体との関係性) | 16 |
| 1. 統轄 | 16 |
| 2. 連携促進 | 17 |
| VII. まとめ | 17 |
| <参考> | 18 |

I. はじめに

本会は1911（明治44）年の創立以降、我が国のスポーツの統一組織としての立場から、加盟団体を組織基盤として、広く我が国のスポーツ推進のための事業を展開している。本会の一世紀にわたる加盟団体との一体的な取組は、社会情勢の変化に適宜対応しながら、課題の達成に向けて推進してきたところであり、一定の成果を得ることができた。また、行政組織も巻き込んだこの全国的ネットワークは、我が国のスポーツ界に欠かせないインフラとして今日に至っている。

2011（平成23）年8月、スポーツ振興法（1961）が50年ぶりに全面改正され、スポーツに関する基本理念などを定めたスポーツ基本法が施行された。また、2011（平成23）年7月に創立100周年を迎えた本会は、新たな100年に向け、21世紀のスポーツの使命を謳ったスポーツ宣言日本を公表した。それらが示すスポーツのとらえ方は、従前の、例えばスポーツ振興法と比べ、その範囲は大きく広がってきている。

また、昨今の本会への加盟希望団体の動向では、日本レクリエーション協会に加盟している団体のほか、社会情勢の変化に伴い創出された新たなスポーツ団体からの加盟希望があるなど、本会の加盟のあり方についても、従来の「スポーツ」の範疇では包含しきれない状況になってきている。

2013（平成25）年6月に策定した本会の中期事業方針である「21世紀の国民スポーツ推進方策-スポーツ推進2013-」（以下「スポーツ推進2013」という。）では、本会組織の充実・強化について、「本会が、より多くの幅広い人々に認知され、理解され、支持される民間スポーツ統轄団体に発展するためには、多様なスポーツ享受に柔軟に対応する加盟領域の拡大や未加盟の民間スポーツ関係団体の加盟促進（中略）を図るなど、加盟・登録等の新たなメリットの創出と提供を行う必要がある」と言及している。スポーツが社会に浸透するに従い、社会がスポーツに期待する役割も増加の一途を辿っており、我が国のスポーツの統一組織としての使命を果たし続けるためには、これまで以上に様々な分野の組織・団体との連携・協働が求められている。

さらには、現行制度が抱える課題を整理する必要性が生じてきていることも踏まえ、加盟・栄典部会の下に「加盟のあり方検討プロジェクト」（以下「本加盟PT」という。）を設置した。2017（平成29）年6月から集中的に検討を行い、本会の加盟のあり方について、ここに提言するものである。

II. スポーツとは

1. 加盟対象となるスポーツのとらえ方

本加盟PTでは、そもそも本会加盟の対象となる「スポーツとは何か」について、スポーツ基本法以降の国及び本会におけるスポーツのとらえ方を踏まえた検討から開始した。

現代社会におけるスポーツは極めて多様な営みであり、一定の定義を導くことは難しい。しかし、現在では、スポーツを広義に捉えれば、オリンピックに代表され

る競技としてのスポーツはもちろんのこと、健康維持のための体操や運動、古来、人々に親しまれてきた伝統的なスポーツ、さらには、新たなルールやスタイルで行うスポーツ等も含め、体育や身体活動の概念を包摂しているものと考えられるようになった。過去から現在にかけて様々な社会変化があり、スポーツ自体も社会や人々の欲求に応じて変化し続けてきた。それでも今日までスポーツが継承されてきたのは、スポーツは、人間が運動を自らの楽しみとして求めることによって成立するものであり、その文化的特性が古今東西の人類に共通したものであるからと言える。

以上を踏まえ、本加盟 PT が考えるスポーツはスポーツ宣言日本が謳っているように、「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であることが確認され、その際の「自発的な運動」とは、家事や労働に付随する運動（生活行動）を除いて、楽しみのために意図的に行われる運動のすべてを含むことを共通理解した。また「自発的な運動」の運動は、運動の態様や強度などから一律に規定できるものではなく、「運動の楽しみ」における楽しみ方も多様であり、運動の主体からみた適切さ（望ましき）¹⁾ によって判断されることになる。この考え方からすると、本加盟 PT におけるスポーツには、極度に運動が制限される疾病を持つ人や重度の身体障がい者が行うスポーツはもちろんのこと、大筋群の運動（身体活動）を伴わない「マインドスポーツ競技」等²⁾ をも視野に入れることができる。

一方、「人類共通の文化」あるいは、我が国の「文化としてのスポーツ」という視点も重要である。個人あるいは限られた人々が、自発的に運動を楽しんでいるというだけでは、「運動遊び」ではあるがスポーツと断定することはできない。文化としてのスポーツは、その範囲に広狭はあるものの、ある程度広く人々に共有され、変化を経つつも継承されてきているものである。この点から、たとえ運動競技であってもファッション（ある時点の流行）やブーム（急激な流行）などとは区別される。スポーツ文化の共有と継承には、そのスポーツが共有と継承の対象となる価値観、規範、技術、物的事物といった文化的内容を有していることが必要条件となる。それらスポーツの文化的内容は、個人の営為だけでは維持・更新することは難しいので、協働体としてのスポーツ組織³⁾ が必要になる。本加盟 PT が議論の対象とし

¹⁾ たとえば M.チクセントミハイのフロー体験（明確な目的達成に向けて集中し、能力に見合った課題に没頭するときを感じる満足感や楽しさ）が得られるような運動か否かということ。

²⁾ 「マインドスポーツ」とはチェスや囲碁をはじめとする対戦競技のことを指し、激しい身体活動を伴うスポーツとの対比で「頭脳スポーツ」とも呼ばれる。また、昨今では、コンピューターゲームを複数のプレイヤー間の対戦競技として行う「e スポーツ（エレクトロニック・スポーツ）」が世界的にも急速に発展し、我が国ではスポーツとして捉えるかどうか議論を呼んでいる。本提言では、その概念のうち加盟対象として視野に入れることができる競技もあることを意図し、「マインドスポーツ競技」等と表記する。

³⁾ 本提言では、本会との加盟関係を想定する中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会等の団体を「スポーツ団体」と表記し、それに限らず、広くスポーツに関わる取組を推進することを目的に組織化されたものを全体的に示す場合に「スポーツ組織」と表記する。

ているスポーツとは、このようなスポーツ組織や制度と密接に関わっているスポーツにほかならない。

2. スポーツ享受の多様化

スポーツ振興法において別段の定めがなかったスポーツの意味について、スポーツ基本法においては、「全ての国民がその自発性の下に、各々関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とし、個人的・身体的のみならず、社会的・経済的な側面など、スポーツとの多面的な関わりがもたらす効用への期待が示されている。そこには、スポーツと人々の生活の豊かさとの関係の深化やスポーツの社会的な影響力の拡大に対する認識がある。それを受けて、第2期スポーツ基本計画（2017）においては、スポーツへの関わり方として、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」、「ささえる」ことも含まれることを明記した。

本会においては既に、21世紀の国民スポーツ振興方策（2001）において、目的とする「生涯スポーツ社会」の具体的なイメージの一つとして、「スポーツを実践する以外に、スポーツを見て楽しむ、支えて自己実現を図るなど、スポーツへの多様な関わりが主体的に行われている状況」をあげ、いち早く「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツの振興についても言及してきている。さらに、2018（平成30）年1月に策定した日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018（以下「スポーツ推進2018」という。）では、それらに加えて、事業創出のために考慮すべき視点として、「書く・描く・写す」などの「表現する」芸術的な楽しさや「分析する」「評論する」知的な楽しさを共有することができる機会の提供をあげ、スポーツとの関わりの範囲を拡大してきている。

3. 加盟対象となり得るスポーツ団体

スポーツは運動であるから、一義的には「運動する」ことがスポーツであり、スポーツの価値の中核を成していることに異論はない。しかし現代社会におけるスポーツの楽しさは、運動を「する」ことだけでなく、スポーツを「みる」、「ささえる」あるいは「知る」⁴⁾といった関わり方によっても得られる可能性があり、これが現代社会におけるスポーツの価値の重要な構成要素となっていると理解できる。そこで本加盟PTでは、加盟対象となるスポーツ（団体）を議論する前提として、「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」、あるいは「知る（分析する）」とい

4) 「スポーツ推進2018」では、「する」に加え「みる」「ささえる」「表現する」「分析する」「評論する」スポーツを列記し、具体的な推進事業の展開を謳っている。第2期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要であるとしている。

ったスポーツへの多様な関わり方を含めて検討することとした。それによって、スポーツを「みる」という関わり方ではプロスポーツやメディア、「ささえる」という観点では従来の競技団体のみならずボランティア・支援団体やスポーツ関連産業団体、「知る（分析する）」ではスポーツ医・科学等の学術団体・研究機関など、特定の競技や大会の推進とは異なる特別な目的を持ってスポーツの発展に貢献しようとする組織・団体をも視野に入れることができる。

しかし議論のスタートとして「加盟対象となるスポーツ」を捉えることと、当該スポーツとその統轄団体が本会加盟に相応しい団体であるかどうか、加盟の基準やプロセスなどを議論することは全く別の問題であり、議論を混合せずに進めることが必要になることも確認した。

Ⅲ. 加盟団体の枠組み

1. 現行の加盟団体区分と連携・協働内容

「Ⅱ. 3. 加盟対象となり得るスポーツ団体」での議論の内容を踏まえ、具体的に今後の加盟団体区分のあり方と連携・協働する内容を検討するにあたり、まずは現行の加盟団体区分と連携状況を確認する。

(1) 現行の加盟団体区分

本会では、加盟団体区分について定款に基づき、加盟団体規程第2条において①加盟競技団体、②加盟都道府県体協等、③加盟関係スポーツ団体の3区分を加盟団体として定めているとともに、同規程第3条において、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができることを定めている。

また、加盟団体規程第2章において、各加盟団体区分を下記の組織を有する団体と定義している。

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第6条 加盟競技団体は、国内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体として適当なる組織を有し、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟都道府県体協等の組織)

第7条 加盟都道府県体協等は、各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(加盟関係スポーツ団体の組織)

第8条 加盟関係スポーツ団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

なお、本提言では、本会の「加盟競技団体」「加盟都道府県協等」「加盟関係スポーツ団体」を総称して「正加盟団体」とし、「正加盟団体」や「準加盟団体」の総称として「加盟団体」と定義の上、論ずることとしたい。

(2) 現行の連携・協働内容

①加盟競技団体 (59 団体)

加盟競技団体は、大日本体育協会が総合スポーツ団体に改組した 1925 (大正 14) 年、日本陸上競技連盟をはじめとする 7 中央競技団体から始まった。その前後から各競技の全国的な統轄団体が相次いで設立されるとともに、本会加盟競技団体も拡充し、現在では、国内のスポーツを競技別に統轄する 59 の中央競技団体が加盟するに至っている。

これらの団体は、各都道府県の競技団体などを加盟・傘下団体として組織しており、本会とは、国民体育大会、日本スポーツマスターズといったスポーツイベントの開催やスポーツ指導者の養成のほか、スポーツを通じた国際交流、青少年交流を中心とした連携を図り、我が国における各競技スポーツの普及・競技力向上等を担っている。

②加盟都道府県協等 (47 団体)

加盟都道府県協等は、当初都道府県支部として組織されたが、1960 (昭和 35) 年に「加盟団体として血の通った緊密な立場において、国をあげてスポーツの発展に協力すべきである」との考えから、当時の寄附行為を改正し、都道府県体育協会を明確に加盟団体に位置づけたことに始まっている。

これらの団体は、各都道府県の競技団体及び市区町村体育協会などの加盟・傘下団体を基盤とし、各都道府県行政からの財政的な支援も得ながら、本会とは国民体育大会等の選手派遣や強化事業をはじめ、スポーツ指導者の養成やスポーツ少年団の育成、スポーツを通じた国際交流、総合型地域スポーツクラブの育成を中心に連携を図り、我が国における地域スポーツの推進等を担っている。

③加盟関係スポーツ団体 (7 団体)

加盟関係スポーツ団体は、スポーツ界を取り巻く動向を踏まえ、障がい者のスポーツ関係団体や学校体育関係団体、あるいはスポーツ医・科学等の関係団体など、それぞれの分野を統轄する組織・団体と協働していくことが 21 世紀における本会の役割として必要かつ急務であると考え、2000 (平成 12) 年に当時の寄附行為を改正し、日本障がい者スポーツ協会や日本中学校体育連盟をはじめとした体育・スポーツ関係団体に新たな加盟の道を開き、現在では 7 団

体が加盟するに至っている。

これらの団体は、それぞれの分野で独自に事業を展開しつつ、我が国のスポーツ推進に向けて本会と連携を図ってきた。また、社会からスポーツ界への要請に対しても、本会と一致団結し、課題の解決に努めてきた。その一例として、次の対応が挙げられる。

2012（平成 24）年、当時、社会問題となった大阪市の高等学校での運動部活動顧問による暴力行為の問題や柔道女子日本代表監督による代表選手への暴力問題に端を発し、スポーツ界での暴力問題に対応する必要性が生じた。そのため、2013（平成 25）年には、本会及び JOC に加え、加盟関係スポーツ団体である日本障がい者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟の 5 者連携により「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。

このように、加盟関係スポーツ団体は本会と連携し、スポーツに関わる全ての人々に対する暴力行為根絶の周知・徹底をはじめ、スポーツ界を取り巻く諸課題の解決に向けて取り組んでいる。

④準加盟団体（4 団体）

準加盟団体は、本会の目的に賛同するスポーツ団体に門戸を広げる必要があるとの考えから、1990（平成 2）年に新たに区分を設けた。その設置以降、11 の中央競技団体が準加盟団体となり、内 7 団体が組織整備を図るなど一定の条件を満たしたことにより正加盟団体となっている。

本会とは、スポーツ指導者養成を中心に連携を図っており、我が国における各スポーツの普及・競技力向上等を担っている。

2. 今後の加盟団体区分のあり方と想定する連携・協働内容

(1) スポーツ享受の多様化を踏まえた、新たな分野の組織・団体との連携・協働内容

「Ⅱ. スポーツとは」で述べた方向性を踏まえ、本加盟 PT では、従前の「する」スポーツに加え、「みる」、「ささえる」あるいは「知る（分析する）」といった様々なスポーツの関わり方を切り口に、どのような組織・団体と加盟関係を構築し、連携・協働を図っていくべきか検討した。

①「する」スポーツ

現状に鑑みた際、これまで本会が加盟団体とともに推し進めてきた取組の多くが、オリンピック競技種目のようなものを前提にした、大筋群の運動（身体活動）を伴うスポーツを中心としている。

しかしながら、「Ⅱ. 1. 加盟対象となるスポーツのとらえ方」で論じたとおり、従前の「する」スポーツに加え、健康の維持増進のための体操や運動のほか、必ずしも大筋群の運動（身体活動）を伴わないものも含め、新たなルールやスタイルで行う競技などもスポーツとして視野に入れられることを共通

理解した。こうしたスポーツを推進する組織・団体と連携することにより、スポーツ愛好者のスポーツ享受の量的拡大と質的深化はもとより、スポーツ未実施者が多いとされる働き世代や子育て世代への持続可能なスポーツライフスタイルの提案、中高年者の志向に応じたスポーツ活動の促進、障がい者の日常的なスポーツ実施の支援等を目指すこととしたい。

②「みる」スポーツ

オリンピック競技大会等における世界のトップアスリートやプロアスリートのパフォーマンスなどは、見る人たちに大きな感動や楽しみを与えるとともに、青少年をはじめとする多くの人々に対し、スポーツ活動への参画を促進する大きな原動力となることは言うまでもない。

多様なスポーツライフスタイルに対応していく観点から、既に加盟関係にある中央競技団体との関係性にも考慮しつつ、プロスポーツを推進する団体やモータースポーツ、あるいは公営競技を統轄する団体との加盟関係も視野に入れることを確認した。なお、プロスポーツを含む国内トップリーグを統轄する日本トップリーグ連携機構は既に本会加盟関係スポーツ団体であり、「みる」スポーツの推進に向けて、より一層の事業連携を図るべきである。

また、国民体育大会等をはじめとする本会事業や本会加盟団体が推進するスポーツの魅力を伝える機会をより一層創出していくためにも、メディア関係団体との加盟関係を構築することも重要な視点である。

③「ささえる」スポーツ

本会はこれまでも競技別のコーチやメディカル・コンディショニングスタッフ、クラブマネジャー等の育成を中心に、「ささえる」スポーツの人材育成を推し進めてきた。「ささえる」スポーツとの関わりでは、世界的な大会で活躍する審判が増えてきており、その存在の重要性が広く認識されている。また、近年では J リーグやマラソン等のスポーツイベントを中心にスポーツボランティアも定着しつつある。2019（平成 31）年から続くメガスportsイベントの自国開催も控え、スポーツイベントのボランティアなど、「ささえる」スポーツへの参画を推進することは、スポーツ享受の多様化を促進する上で重要である。

こうしたスポーツボランティアを育成・支援する団体との連携策としては、国民体育大会や日本スポーツマスターズ等の全国的なスポーツイベントや本会加盟団体実施事業における連携・活用促進を図ることにより、スポーツボランティア活動の活発化や質的向上に資することが考え得る。

また、スポーツの経済的価値を高めているスポーツ関連産業団体との連携により、ライフスタイルの変化や健康志向といった多様化するスポーツニーズに対応可能な環境整備やスポーツを通じた地域間交流の活性化、スポーツ市場の拡大に寄与する可能性を持ち得るものであり、こうした分野との加盟関係を構

築していくことの重要性を確認した。

なお、スポーツを「ささえる」という観点で言えば、スポーツ関連施設も密接に関わる存在である。安全・安心であることはもちろんのこと、バリアフリーにも配慮され、ホスピタリティやアクセシビリティに優れているなど、競技環境のみならず観戦環境が整っていることは、「みる」スポーツを推進する上でも必要不可欠な要素となり得る。

体育・スポーツ施設の効果的運営の促進等を目的とし、施設を有する団体等を会員とする日本体育施設協会も既に本会加盟関係スポーツ団体であり、「ささえる」スポーツの推進に向けて、こうした組織・団体とより一層の事業連携を図るべきである。

④「知る（分析する）」スポーツ

2000（平成 12）年に加盟関係スポーツ団体区分を設置した際にも、スポーツ医・科学等の関係団体と協調していくことの重要性が確認されている。本加盟 PT においても、科学的根拠や経営的根拠に基づいた本会事業の改善、企画立案の促進や本会研究プロジェクトにおける新たなエビデンスの開発と活用を視野に、スポーツ医・科学等の学術団体・研究機関はもちろんのこと、スポーツを学べる場としてのスポーツ博物館等も含め、より一層協働していくことの方角性を確認した。

スポーツは、過去から現在、そしてこれからも社会や人々の欲求に応じて変化し続けていくものである。本会は我が国のスポーツの統一組織として、スポーツ文化の豊かな享受の促進を目指す上で、人々のスポーツに対するニーズに的確に対応していくことが求められていると言える。

（2）今後の加盟団体区分のあり方

①加盟関係スポーツ団体枠のとらえ方の拡大

本加盟 PT では、新たな加盟領域の創設も念頭に、上記「Ⅲ. 2.（1）スポーツ享受の多様化を踏まえた、新たな分野の組織・団体との連携・協働内容」で述べた分野の組織・団体との加盟関係を検討したが、「する」「みる」「ささえる」そして「知る（分析する）」といったスポーツとの関わり方は横断的であり、明確に区分できるものではないことから、既存の加盟関係スポーツ団体のとらえ方を広げることで、上記分野の組織・団体の加盟に対応していく方向性を確認した。

②正加盟団体となるまでのプロセスの見直し

これまでも本会は、本会への加盟に際して、当該団体の都道府県支部組織の整備実績及び都道府県体育協会等への加盟実績を要件のひとつとして設けてきた。この対応は、本会への加盟を目指すスポーツ団体にとって、その

過程において組織整備及び当該競技の普及に寄与した一因と考えられ、ひいては日本国内における様々なスポーツの普及に貢献してきたとも言える。

なお、時代の変化に伴い新たなスポーツが創出され、その統轄団体が増えてきているとともに、既存の加盟団体との関係性に鑑みれば、正加盟団体としては、一定の組織整備がなされていることに加え、本会や本会加盟団体との連携・活動実績等も重要な観点となる。現行の制度では条件を満たしていない場合は準加盟団体とし、さらなる組織整備を促しているが、今後は正加盟団体になるためには必ず準加盟団体を経ることとするとともに、加盟条件を適切に設定することにより、より一層スポーツの普及・発展に貢献できる制度としたい。

③承認団体枠の新設

正加盟団体となるまでのプロセスを見直す一方、本会としては新たなスポーツへの門戸も広げていくべきであろう。本会の目的に賛同し、今後自らの組織拡充や普及に意欲あるスポーツ団体であれば、都道府県体育協会等への加盟実績が無いなど、準加盟団体となる要件はまだ満たせていない場合にも、スポーツを推進する団体の一員として認めていくため、承認団体といった区分の新設も考え得る。

また、本会が加盟団体とともにスポーツを育てていくという発想に立てば、承認団体はもちろんのこと、準加盟団体に対しても、引き続き組織整備が進むよう、支部組織等の拡充を誘因する方策を設けるなど、最終的には正加盟団体となるよう促すような仕組みが必要である。

(3) 加盟団体の義務と権限の明示

本会加盟団体となった際には、加盟団体規程に記載のとおり、義務と権限が生じることとなり、権限については具体的に次のとおり記載している。

第3章 権限

(評議員及び理事候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

2. 加盟団体は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体会長会議その他)

第10条 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、加盟競技団体会長会議又は加盟都道府県協等会長会議を招集する。

2. 本会会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

(地域連合会)

第 11 条 加盟都道府県体協等は、第 5 条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届け出なければならない。

※上記条項における「加盟団体」は、本提言における「正加盟団体」を指す。

しかしながら、現行の連携状況を踏まえると、上記のみならず、加盟団体となることで、例えば、本会の加盟団体であるという呼称権によりスポーツ界における位置づけを確立することをはじめ、全国的なスポーツイベントなどの本会が行う加盟団体と連携する事業に参画することができることや、加盟団体の実施事業や法人運営等に対する指導・助言を求めることができるほか、加盟団体を対象として行う意見募集に応募することや本会が提供を認めた情報を取得する権限等がある。未加盟のスポーツ団体の加盟促進を図るとともに、既加盟団体にとっての便益を明らかにしていくためにも、権限の内容については適切に明示していくべきである。

また、加盟団体拡充の方向性を踏まえると、理事・評議員候補者の選出方法等、権限関係の見直しの必要性もあることから、併せて記載内容の見直しを図るべきである。

なお、加盟団体の義務や使命については、加盟団体規程以外にも本会スポーツ憲章や倫理規程等、いくつかの諸規程等に記載されている状況にある。また、2016（平成 28）年には障害者差別解消法が施行されたことを受け、スポーツ界も例外なく、障がいの有無によって分け隔てられることがないよう配慮しなければならないほか、2017（平成 29）年にはスポーツ界における女性の地位向上などを謳う国際的な提言である「ブライトン・プラス・ヘルシンキ宣言」に本会をはじめ、いくつかのスポーツ関係機関・団体も署名しており、共生社会の実現に向けた、より一層の取組が求められている。加盟団体が果たすべき義務を適切に遂行していくためにも、特定の規程、例えば加盟団体規程からそれらが読み取れるよう、記載内容を再整理すべきである。

(4) 協力団体区分の見直し

本会の目的を達成するために諸事業を積極的に推進していく上で、加盟促進により本会組織の強化・充実を図ることはもとより、スポーツ団体との幅広い連携は益々重要となってきた。

このため、本会では加盟団体規程とは別に、1991（平成 3）年に協力団体規程を設け、本会の主催事業に参画する、全国統轄団体として適当なる組織を有する

スポーツ団体を協力団体として位置づけてきた。

協力団体は1991（平成3）年から1995（平成7）年にかけて加入した4団体があり、一部の団体では本会公認スポーツ指導者の養成事業で連携しているが、現在では、それ以外には明確な関係性がなく、1995（平成7）年以降、加入団体も増えていないのが実情である。

一方、加盟団体または協力団体の関係には至らないものの指導者養成事業で協同認定を行っている、いわゆるスポーツ団体以外の組織・団体とも事業ベースで連携していることも事実である。今後、こうした組織・団体との連携を進めるべきであり、また、「協力団体」に明確に位置づけるなど、その関係性を広く社会に示すカテゴリーとして活用を図るべきである。

IV. 加盟団体の要件

1. 現行の加盟要件

本会に加盟申請があった場合には、加盟団体規程第5章第17条に基づき、「加盟申請審査要項」の6項目の観点により審査することとしている。

- (1) スポーツ団体としての資格
- (2) そのスポーツの唯一の全国統括団体としての資格
- (3) 組織機構の内容（整備状況、健全性）
- (4) そのスポーツの国際連盟の有無と当該競技団体との関係
- (5) 国内の普及度
- (6) 今後の発展性

以上の観点を踏まえ、加盟・栄典部会で審査の上、理事会（総理事の3分の2以上）及び評議員会（総評議員の3分の2以上）の同意が得られれば、加盟団体（準加盟団体）として承認を得ることとなる。

2. スポーツ団体に求められていること

加盟団体の要件を議論する上で、現代社会がスポーツ団体に求めていることをレビューし、その背景について検討しておくことは有意義である。これまで、国や都道府県などさまざまなレベルで体育協会に加盟するスポーツ団体は、競技するために鍛錬・努力することで体育的な価値を享受できるという考え方から、そのための場として競技会を開催し、競技会を中心に参加資格としての登録制度、指導者資格や審判資格などを整備してきた。

しかし、これまでも議論したように、今やスポーツは、競技のみならず健康や社交など多様な楽しみを追求するものであり、する、みる、支える、知る（分析する）など、多様なかかわり方によってその価値を享受する人類共通の文化である。また、我が国においてスポーツを親しむことは、人々に遍く保証されるべき権利となった。したがって各スポーツ団体には、スポーツの多様な価値を最大化・最適化し、あら

ゆる人々がスポーツに親しむ機会を提供し（公共性）、スポーツ権を保証することに努めることが求められる。

初めてスポーツを全ての国民の権利と謳ったスポーツ基本法は、スポーツ団体の努力（第5条）として、①スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む、②運営の透明性の確保と遵守すべき基準の作成に努めること（ガバナンスとコンプライアンスの充実）、③紛争の迅速かつ適正な解決に努めること、を明記した。これらは、スポーツ界をめぐって実際に起きた暴行、強姦、傷害、不正な経理処理や代表選手決定をめぐる紛争などの事件が背景にあったことが推察される。さらに、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）等の国際的な情勢に鑑み、国に対して「ドーピングの防止活動」の実施に係る体制の整備を求めている（第29条）が、具体的には日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の指導のもと、各スポーツ団体における教育及び啓発、その他のドーピング防止に向けた取組が求められることになった。

スポーツ基本法のもとに策定された第2期スポーツ基本計画では、①スポーツ参画（する、みる、ささえる）人口の拡大とそのための人材育成（特に指導者の育成や資格付与については、国と本会が主体的に取り組むべき事項としている）、②共生社会の実現に向けて、スポーツを通じた障がい者の社会参画促進、健康増進、女性の活躍促進、さらにスポーツが経済・地域の活性化と国際社会の調和ある発展に貢献するために、スポーツ団体の協力・連携、主体的取組を求めている。もちろん中央競技団体を中心として③国際競技力の向上にむけた持続可能な人材育成や環境整備、④組織運営のガバナンスの強化と透明化を図り、結果としてスポーツ・インテグリティ⁵⁾（誠実性、健全性、高潔性）を高めることが求められている。

また、スポーツ宣言日本は、極めて大きな社会的影響力をもつに至った「スポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている」と明記し、多様なスポーツの機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明するだけでなく、スポーツに携わる人々自らが、スポーツの有する本質的な意義（スポーツの21世紀的価値；運動の喜びと感動の共有、身体的諸能力の洗練、相互尊敬）を自覚し、尊重し、表現することを具現化し、実践することを求めている。まさに「スポーツに携わる人々」を「スポーツ団体」と置き換えると、スポーツ団体に求められていることの基本的な考え方が明らかとなる。

スポーツ宣言日本をベースに、スポーツ推進2013において、スポーツ推進の基本的な考え方として、①スポーツ文化の豊かな享受の促進、②公正・共生・友好を目指すスポーツモデルの開発および環境整備の促進、③民間スポーツ組織としての

⁵⁾ スポーツにおけるインテグリティ（誠実性、健全性、高潔性）とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

自立・自律・自治の確立の促進、④科学的・経営的根拠に基づく普及・広報・宣伝活動の促進、の4項目を掲げており、この考えはスポーツ推進 2018 にも継承されている。これらは、いわば本会のマニフェストであり、当然、本会と連携・加盟しようとするスポーツ団体には、これらの基本的な考え方を理解し、共有し、自らの事業推進や組織運営に活かすことが求められる。

スポーツ推進 2018 では、本会が行っている事業を大別して、①イベント事業（非日常的なスポーツ享受の機会を提供する事業）、②クラブ事業/エリア事業（日常生活に密着したスポーツ享受を促進する事業）、③ソフトインフラ事業（①と②の事業の質的な向上を支える事業）に分けているが、各スポーツ団体には、これらの事業の目的等を理解し、メンバーシップのもと主体的に事業の一翼を担い、事業推進に協力する姿勢が求められる。

以上、「スポーツ団体に求められていること」について検討してきたが、次のようにまとめることができる。

- (1) スポーツ文化享受の拡大への努力（スポーツ価値、参画人口、多様な享受形態への対応など）
- (2) スポーツを通じた社会的な課題解決への貢献（共生、女性参画、高齢化、差別根絶、グローバル化など）
- (3) 公正で透明性の高い組織運営能力の確保・向上（コンプライアンス・ガバナンス、自立・自律・自治など）
- (4) 日本スポーツ協会におけるスポーツ推進に関する基本的な考え方の理解と共有（スポーツ宣言日本、推進方策、メンバーシップ（義務と権限の行使））

これらは、本会に加盟しようとする際にはもちろんのこと、加盟後においてもスポーツ団体に求められ続けることである。本会としては、上記4項目を加盟継続や加盟区分の変更の基準として具体化し、基準をクリアすることを求めるとともに、加盟団体に必要な助言や支援を行うことが肝要である（V. 加盟後のあり方を参照）。

3. 今後の加盟要件として考えられること

- (1) 倫理・コンプライアンスの徹底、ガバナンスの向上等といったスポーツ・インテグリティ確保への対応

「IV. 2. スポーツ団体に求められていること」を踏まえれば、倫理規程や会計規程の整備状況、アンチ・ドーピングに関する規程の整備・活動状況や当該団体の中長期計画の策定の有無のほか、女性の参画状況、障がい者スポーツへの対応状況をはじめとした多様性の観点に加え、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択の有無や反社会的勢力への対応といった観点も加盟要件となり得るとともに、既加盟団体にも規程等の整備を促進していくことも必要になる。

(2) 組織整備状況

「Ⅲ. 2. (2) 今後の加盟団体区分のあり方」のとおり、本会は加盟団体とともに我が国における様々なスポーツの普及を推し進めることを目的に、加盟要件の見直し及び承認団体枠の創設を前提にした場合、組織整備の観点で下記のような要件改定案が考え得る。

【要件改定案】

<正加盟団体>

8 県（各ブロック 1）以上の都道府県協等の加盟実績及び原則として 12 県（1 / 4）以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有すること。

※ここでのブロックは、①北海道・東北、②関東、③北信越、④東海、⑤近畿、⑥中国、⑦四国、⑧九州とする。

※準加盟団体として 1 年以上の活動実績を有すること。

<準加盟団体>

法人設立後の団体としての活動実績を 3 年以上とし、2 県以上の都道府県協等の加盟実績及び 8 県（1 / 6）以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有しなければならない。

<承認団体>

都道府県協等への加盟実績は問わないが、法人設立後の団体としての活動実績を 2 年以上とし、5 県（1 / 9）以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有しなければならない。

上記発想の前提としては、加盟要件のひとつである「全国統括団体」として当該スポーツの全国への広がり等を考慮するとともに、現行制度上の「数県以上の都道府県協等への加盟実績」の明確化を図ることを企図し、全国 8 ブロック（北海道・東北で 1 ブロックとする想定）において、各ブロック最低 1 県体育協会等への加盟を条件とするものである。なお、上記の改定案はあくまでも一例であり、競技特性や地理的⁶⁾な観点、さらには現行の加盟団体の組織整備状況も考慮の上、慎重に設定する必要がある。

また、前述のとおり、スポーツ享受の多様化を促進していくためにもメディア関係団体、スポーツ関連産業団体やスポーツ医・科学等の学術団体・研究機関等と加盟関係を築いていく場合には、現行の加盟関係スポーツ団体区分を受け皿とする一方で、支部組織等に関する上記の組織整備上の要件は必要に応じて適用す

⁶⁾ 「地理的」には、海・山・川・陸などの場所の違いや気候の違い、あるいは、人口の違い等の要素を含む。

べきである。

(3) 法人形態（公益法人制度改革への対応）

従前の民法による公益法人制度では、法人設立の主務官庁制・許可制の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていたが、「民による公益の増進」を目的として、主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離する公益法人制度改革関連三法が2008（平成20）年12月に施行された。

周知のとおり、制度改革により創設された一般社団・財団法人は、剰余金の分配を目的としないことを前提としつつ、その行う事業の公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得できることとなった。

現行の本会加盟要件では、任意団体も加盟申請できるとともに、法人格を有する団体については、任意団体と比べて、組織整備上の加盟要件で優遇措置がある。

上記制度改革により、法律に準じた一定の信用のある法人格が従前に比して簡便に取得できるようになったこと、また、本会加盟団体としても一定の信用が必要であることに鑑みれば、加盟要件としては法人格を必須とするべきである。なお、法人格としては公益法人、一般法人、NPO法人が想定されるが、法人格取得の手続きや制度上の違いはあるものの、法人格の種別による優遇措置は必要ないだろう。

(4) 加盟金

①加盟団体分担金について

現行制度では、加盟団体分担金として「加盟競技団体」及び「加盟都道府県体協等」が年40万円、「準加盟団体」が年20万円を納入することとし、「加盟関係スポーツ団体」については徴収していない。

加盟団体分担金は、1925（大正14）年に当時の寄附行為の改正に伴い導入されて以降、年会費として加盟団体から徴収してきた。

加盟関係スポーツ団体においては、2000（平成12）年に加盟団体規程を改定の上、設置した際に、加盟団体分担金については徴しないこととした。しかしながら、今後も加盟関係スポーツ団体拡充の方向性であり、また、同じく正加盟団体である加盟競技団体や加盟都道府県体育協会等と同様に一定の義務と権限が生じることに鑑みれば、加盟団体分担金も適切に設定すべきであろう。

②入会加盟金について

現在、新規加盟する際の入会金は徴収していないが、審査にあたっては審査員の招聘や審査書類の作成などに係る経費も生じている。また、新たなスポーツ団体への門戸を広げる方向性であることを踏まえ、審査に適切に対応していくためにも、入会加盟金を設定すべきである。

V. 加盟後のあり方

加盟後のあり方として、現在も加盟団体に対して毎年度の事業計画書や決算報告書等の報告及び届出義務を課すなどしているが、正加盟団体あるいは準加盟団体となった以降も満たさなければならない明確な基準は設けていないのが現状である。

本会は加盟団体とともにスポーツを育てていくという発想に立てば、準加盟団体や創設を検討している承認団体のみならず、正加盟団体も含めて組織整備をより一層促進し、当該スポーツの普及を推し進めるためにも、競技普及、組織整備、各種規程等の整備の観点で、本会に加盟した以降も明確な基準を持って加盟団体の活動を確認していくことも必要となる。

また、例えば、承認団体になった場合にも一定期間内に組織整備等が図られず、準加盟団体となるための条件を満たさなければ承認団体資格を取り消すことや、準加盟団体や正加盟団体になったとしても各区分の条件を満たせなくなった場合には資格の取消や正加盟団体から準加盟団体への変更といったことも必要となる。

いずれにせよ、本会はこれまで同様にスポーツの普及・発展に資するためにも、本会は加盟団体とともに組織整備の拡充等に努めていく必要がある。

VI. 本会が取り組むべきこと（今後の加盟団体との関係性）

以上、今後の加盟のあり方について検討してきたが、本会は我が国のスポーツの統一組織として、これまでの加盟団体との関係性に鑑みれば、本会としても以下のような役割を果たしていくべきである。

1. 統轄

「IV. 2. スポーツ団体に求められていること」で確認したとおり、スポーツ享受の多様化の促進や女性参画をはじめとする社会的な課題解決への貢献に加え、倫理・コンプライアンスの徹底、ガバナンス強化や自立・自律・自治といった公正で透明性の高い組織運営能力など、スポーツ団体に共通して求められている課題等に対しては、本会が加盟団体の模範となるべく先進的に取り組んでいく。

また、各加盟団体の歴史や規模等は様々であり、その課題も例えば、当該スポーツの普及であったり組織経営であったりするなど、一律ではないことを踏まえ、本会が各加盟団体のニーズに応じた支援を行っていくことを通じて、加盟団体の進むべき方向性を指し示し、自発的な取組を促進させる。特に、今後はこれまでの競技者を中心とした組織からスポーツ愛好者⁷⁾を含めた新たなネットワーク化が求められていることを考慮し、それに対応した組織化への支援が必要となる。

さらには、近代スポーツを母型とする従前のスポーツに加えて、非競争的なものや新たなスタイルで行うスポーツを推進する団体などの加盟にも柔軟に対応する

⁷⁾ 本提言では、競技会参加等を目的に競技団体に登録の上、スポーツ活動を行う人々を指して「競技者」と表記し、その対比として、競技団体に登録していないが、自発的にスポーツに取り組む人々全般を指して「スポーツ愛好者」と表記する。

ことで、より多くの人々のスポーツ参画を促していくとともに、多様化・分散化する組織・団体を結集し、民間スポーツ統轄団体としての組織率、そして認知度をより一層高めていく必要がある。

2. 連携促進

各加盟団体には人材育成や競技者の登録管理等をはじめとする様々な経験や知見が独自に培われており、他団体においても活用すべきものが多く含まれている可能性が高い。つまりは、各団体にとって有益な情報の共有を図ることにより、各々の取組の合理化・効率化が期待されるものである。また、スポーツへの多様な関わり方を推進する組織・団体との連携が図られることにより、新たな事業の創出やスポーツの価値の高まりにつながる可能性がある。

以上を踏まえ、本会では、加盟団体が集う既存の会議体のさらなる活用をはじめとした各種取組により、加盟団体の連携を促進し、ひいては日本のスポーツ界としてより一層の成果を生み出すための仕組みづくりに取り組むべきである。

Ⅶ. まとめ

本会は2018（平成30）年4月1日より日本体育協会から日本スポーツ協会に名称を変更した。それは、社会のスポーツへの関心や期待がますます高まっていく中で、本会が我が国、民間スポーツ団体を統轄する唯一最大のNGO⁸⁾として、多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を育むとともに、後世に継承していくには「日本スポーツ協会」という名称に変更することがよりふさわしいと考えたからである。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、スポーツ界の連携が加速していくことは想像に難くない。そうした中で、本会は2020年以降も見据え、多様なスポーツニーズに応えることができるようスポーツ推進のあり方を提案するとともに、スポーツ界をつなぐハブとしての役割を果たしていくべきである。

そのためにも、本会加盟による便益の明文化や本会の取組内容の発信等を通じて、加盟団体にとってのメリットの最大化に努めていくとともに、より一層のブランドの価値向上を目指し、人と情報が集まるような仕組みづくりに努めていく必要がある。最終的には、スポーツ宣言日本が指し示す社会像の実現に資する加盟関係を構築することを目指すものである。

⁸⁾ Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称。

<参考>

審議経過

2017（平成29）年

- 5月10日 平成29年度第1回加盟・栄典部会
「加盟のあり方検討プロジェクト」の設置及びメンバーの承認
- 6月28日 第1回加盟のあり方検討プロジェクト
プロジェクトのゴール及び検討スケジュール、検討方針・項目について承認
- 7月31日 第2回加盟のあり方検討プロジェクト
加盟対象となるスポーツについて協議
- 8月29日 第3回加盟のあり方検討プロジェクト
加盟対象となるスポーツ、加盟のメリットについて協議
- 9月19日 平成29年度第2回加盟・栄典部会
加盟のあり方検討プロジェクトにおける検討状況について報告
- 10月23日 第4回加盟のあり方検討プロジェクト
提言骨子、加盟団体の枠組みについて協議
- 11月15日 第5回加盟のあり方検討プロジェクト
営利団体の取り扱い、加盟対象となる「スポーツ」の要件、加盟団体の枠組み、提言骨子について協議
- 12月22日 第6回加盟のあり方検討プロジェクト
提言素案について協議

2018（平成30）年

- 1月23日 第7回加盟のあり方検討プロジェクト
提言中間まとめについて協議
- 2月7日 平成29年度第3回加盟・栄典部会
提言中間まとめの承認
- 4月20日 第8回加盟のあり方検討プロジェクト
提言最終案について協議
- 5月16日 平成30年度第1回加盟・栄典部会
提言最終案の承認